

2023年度 日本女子大学 通信教育課程 入学案内
科目等履修生(資格コース)
科目等履修生(教養コース)

注意 科目等履修生の出願書類・出願方法は、本課程正科生と異なります。
この募集要項に従い、本学ホームページから出願書類をダウンロードしてください。
(正科生用の出願書類を用いて科目等履修生に出願することはできません)

— 目次 —

I. 募集要項

- 1. 入学期…………… 2
- 2. 出願期間…………… 2
- 3. 出願時納入金…………… 2
- 4. 出願資格…………… 2
- 5. 出願書類…………… 3
- 6. 出願方法…………… 4
- 7. 選考方法・選考結果…………… 4
- 8. 入学後の費用…………… 4

II. コース概要

- 1. 在籍期間…………… 5
- 2. 出願可能科目と単位数…………… 5
- 3. 学習開始時期(予定)…………… 5
- 4. 学習の方法
 - (1)テキスト学習…………… 6
 - (2)スクーリング(面接授業)…………… 6
- 5. 学習活動とICT…………… 7
- 6. その他…………… 7

III. 資格コース 教育職員免許状、学校図書館
司書教諭の取得について

- 1. 取得可能な教育職員免許状…………… 8
- 2. 取得方法の確認…………… 8
- 3. 一般的な取得方法…………… 8
- 4. 所有する教育職員免許状をもとに他の
教育職員免許状を取得する方法…………… 8
 - 【ケース①-1】上級免許状…………… 9
 - 【ケース①-2】上級免許状…………… 9
 - 【ケース②】隣接校免許状…………… 9
 - 【ケース③】他教科免許状…………… 10

- 5. 教育職員免許状の取得までの流れ… 11
- 6. 学校図書館司書教諭の取得について 11

IV. よくある質問(Q&A)

- (1)生活芸術学科の募集停止について 12
- (2)出願について…………… 12
- (3)入学時期について…………… 13
- (4)学習について…………… 13
- (5)費用について…………… 14
- (6)教職免許状の取得について…………… 14

問い合わせ先・アクセス 16

出願書類 (ダウンロードして使用すること)

- 【様式①】 入学志願書(科目等履修生)
- 【様式②】 志願理由書(科目等履修生)
- 【様式③】 誓約書
- 【様式④】 出願時納入金振込用紙
- 【様式⑤】 履修希望科目 記入用紙
- 【様式⑥】 封筒(宛先)
- 【様式⑦】 変更届(科目等履修生)
- 資料1 出願書類記入例
- 資料2 コード表
- 資料3 授業科目一覧表
- 資料4 教育職員免許状取得方法フローチャート
- 資料5 対照表
- 資料6 シミュレーション用紙

日本女子大学 通信教育課
E メール info-de@atlas.jwu.ac.jp
電話 03-5981-3200(直通)

I. 募集要項

科目等履修生とは、本学通信教育課程開講科目のうち特定の授業科目を履修するために入学する学生のことをいいます。学習目的により「資格コース(教職免許状取得)」と「教養コース(教養を深める)」の2コースを募集します。

1. 入学期

※	コース	学部	学科	入学期	入学日	両コースの併願は不可 男性も出願可能
※	科目等履修生 資格コース	家政学部	児童学科	4月入学	4月1日	
	教養コース		食物学科	10月入学	10月1日	

(注)2024年度より生活芸術学科の募集を停止する見込みです。(→ p12 Q&A参照)

2. 出願期間

入学期	出願期間
4月入学	2023年2月27日(月)～4月7日(金) 必着
10月入学	2023年7月20日(木)～8月15日(火) 必着

※正科生と科目等履修生の出願期間は異なります。募集期間は各期1回のみです(追加募集は行いません)。

3. 出願時納入金

2023年度：41,480円(選考料 11,000円 + 入学金 30,000円 + 保険料 480円)

※保険料は教育研究活動及びその往復途中に災害・傷害があった場合のために、全員に加入いただく「学生教育研究災害傷害保険」と「学研災付帯賠償責任保険」のための費用です。

※入学不許可となった場合には、選考料及び所定の返金手数料を除き返金します。

4. 出願資格

2023年9月末まで正科生・科目等履修生として本課程に在籍する者が新たに出願する場合、2023年9月科目修了試験を受験すると2023年10月の出願はできません。試験結果が10月下旬に判明した後、2023年4月以降に出願してください。2023年9月科目修了試験を受験しなければ、2023年10月に出席できます。

以下に該当する男女

資格コース

- ①大学を卒業した者(卒業見込者を含む)
- ②高等学校又は短期大学卒業者で、教育職員免許状を有する者

教養コース

大学入学資格を満たす、2023年4月1日現在18歳に達した者

- ①高等学校又は中等教育学校を卒業した者(卒業見込者を含む)
- ②通常の課程による12年の学校教育を修了した者(修了見込者を含む)
- ③学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者(これに該当する見込者を含む)
 - (1)外国において学校教育における12年の課程を修了した者(修了見込者を含む)又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (2)文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者(修了見込者を含む)
 - (3)文部科学大臣の指定した者
 - (4)高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)に合格した者及び2023年3月31日までに合格見込みの者
 - (5)本学において個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

- ④短期大学卒業生(卒業見込者を含む)
- ⑤高等専門学校(5年制)を卒業した者(卒業見込者を含む)
- ⑥④⑤と同等以上の学力を有すると認められた者
- ⑦4年制大学を卒業した者(卒業見込者を含む)
- ⑧学校教育法の規定により学士の学位を授与された者
- ⑨文部科学大臣の指定した者
- ⑩本学において⑦～⑨と同等以上の学力を有すると認められた者

5. 出願書類

出願者本人が楷書で正確に記入(鉛筆、インクが消せるペンは使用不可)すること。なお、出願書類に虚偽記載が発覚した場合は出願・入学を取り消す場合があります。

	種類	資格コース	教養コース
★	① 入学志願書(科目等履修生)	○	○
★	② 志願理由書(科目等履修生)	○	○
★	③ 誓約書	○	○
★	④ 振込受領書(「出願時納入金振込用紙」 A 票) (領収印のあるもの)	○	○
★	⑤ 履修希望科目 記入用紙	○	○
	⑥ 卒業(見込)証明書(最終学歴のもの) *1 *7	○ *1 *7	○ *1 *2 *7
	⑦ 成績証明書(最終学歴のもの) *1	○ *1	○ *1 *3
	⑧ 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) *4	該当者のみ○ *4	該当者のみ○ *4
	⑨ 住民票 *5	該当者のみ○ *5	該当者のみ○ *5
	⑩ 教育職員免許状(コピー) *6	該当者のみ○ *6	

★ 2023 年度版の用紙を本学通信教育課程ホームページからダウンロードして使用すること。

- *1 大学院修了者は卒業大学のものを提出すること。(大学院の証明書は不要)
- *2 高等学校卒業程度認定試験合格(見込)者は「合格証明書」を提出すること。短期大学・大学を中途退学した場合は「在籍証明書(退学証明書)」を提出すること。
- *3 大学・短期大学以外を卒業(合格)した場合は不要。
- *4 卒業証明書、成績証明書、教育職員免許状と現在の姓名が異なる場合のみ提出すること。
- *5 外国籍で日本に居住する場合は提出すること。(国籍・在留資格・期間が明記された3か月以内に発行のもの)なお、本学に入学をしても「留学」に資格変更できません。
- *6 短期大学・高等学校卒業者は提出すること(大学卒業者は不要)。教育職員免許状の裏面にも記載がある場合は、裏面もコピーし提出すること。
- *7 卒業見込証明書を提出した場合は、後日「卒業証明書」を提出すること。

①入学志願書(科目等履修生)

- 用紙をダウンロードし、記入見本を参考にもれなく記入すること。資料「コード表」も参照すること。
- 写真(縦4cm×横3cm)は最近 3 か月以内撮影の証明書用写真(上半身正面向、無帽、無背景)。証明写真としてふさわしいもの(スナップ写真、特殊加工・修正、不鮮明、自分で撮影・印刷したものは不可)。裏面に氏名を記入。同じ写真を2枚用意し、1枚はしっかりと貼付。もう1枚はセロハンテープで輪を作り仮止めすること。証明写真としてふさわしくない写真では、出願を受け付けられません。
- 出願書類を提出後に住所などの変更が生じた場合は、出願書類「変更届【様式⑦】」を大学へ提出してください。

②志願理由書(科目等履修生)

- 用紙をダウンロードし、記入見本を参考にもれなく記し、欄外の日付・署名欄に記入・署名すること。

③誓約書

- 社会人であっても保証人が必要です。用紙をダウンロードし、もれなく記入すること。
- 保証人は、独立の生計を営む成年者で、本人の身上に関して一切の責任を負うことができる方(家族、知人など可)とし、必ず本人に自署してもらうこと(出願者が代理で記入は不可)。

④振込受領書(「出願時納入金振込用紙」**A**票)について

- 「科目等履修生 出願時納入金振込用紙」をダウンロードし、住所・電話番号を必ず記入の上、手続期間内に金融機関窓口にて出願費用を納入すること。納入後、手元に残った**A**を提出すること。

⑤履修希望科目記入用紙

- 用紙をダウンロードし、記入見本を参考に履修を希望する授業科目を全て記入すること。(合計20単位まで)
- 資料「授業科目一覧」を参考に、授業科目名、単位数、受講料などもれなく記入すること。
- テキスト科目とスクーリング科目は、それぞれ決められた欄に分けて記入すること。
- テキスト科目は、入学許可後(受講許可後)は一切追加・変更・取り消しできません。
- スクーリング科目は、入学許可後(受講許可後)、履修許可されたテキスト科目も含めて合計20単位を超えない範囲で追加・変更・取り消しが可能です。(ただし、在籍継続した場合も20単位を超えての追加はできません)

⑥～⑧証明書類

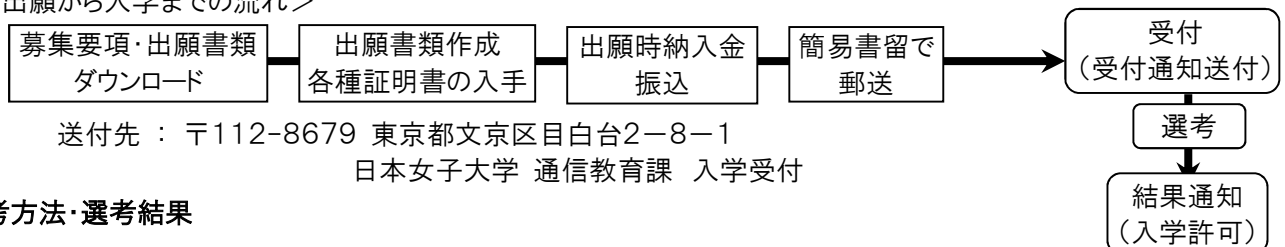
- 発行日より6か月以内のもので原本を提出すること(コピー不可)。
- 証明書⑥⑦は、日本語又は英語表記のみ受け付けます。それ以外の言語で発行されたものには、日本語又は英語の訳文を添付すること。訳文は大使館・翻訳会社等が作成したものとし、出願者本人による訳文は認めません。

6. 出願方法

出願書類をもれなく封筒に入れ、期日までに簡易書留で郵送すること。(大学窓口への持参は不可)

出願書類「封筒(宛先)【様式⑥】」を本学ホームページからダウンロードし、市販の角2封筒に貼り付けてください。

＜出願から入学までの流れ＞



7. 選考方法・選考結果

選考は書類選考です。学力考査はありません。選考の結果は、郵送により本人に通知します。

出願期日までに書類が揃わない場合や書類に不備がある場合は、入学を許可しません。

入学期	選考結果発送予定日
4月入学	4月24日(月)
10月入学	8月29日(火)

8. 入学後の費用

出願時に履修を願い出た科目のうち履修を許可された科目の履修料を、入学許可後に納入してください。

2023年度 履修料	テキスト科目		1単位	8,500円
	スクーリング科目 *1	(講義・演習)	1単位	10,000円
		(実習・実技)	1単位	20,000円

*1 スクーリング科目は、履修料とは別に実験実習料がかかる場合があります。特に「衣服実習」「調理基礎実習」は材料費などのために10,000円前後の実験実習料がかかります。

※出願時納入金と履修料、実験実習料の他に、テキスト科目教材費(1科目3,000円程度)、交通費(科目修了試験受験・スクーリング受講時)、宿泊費(スクーリング受講時、該当者のみ)、学習用品費(A4判用紙・封筒など1,000円程度)、郵便費(切手代)などが必要です。

Ⅱ. コース概要

1. 在籍期間

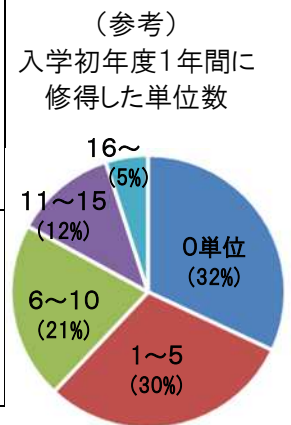
入学期	在籍期間(1年間)
4月入学者	4月1日～3月31日
10月入学者	10月1日～翌年9月30日

※在籍期間終了後、引き続き1年間に限り在籍期間を延長し、最長2年間在籍することができます。

2. 出願可能科目と単位数

入学後に履修したい全ての科目を、出願時に申請する必要があります。

コース	出願可能科目(資料3を確認のこと)		出願可能単位数
資格コース *4	幼中高 *1	教科科目	合計 20単位まで *3
		教職科目 (教育実習、教職実践演習、介護等体験を除く) *2	
	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目		
	学校図書館司書教諭科目		
教養コース *4	教養科目		合計 20単位まで *3
	学部共通科目		
	学科科目(一部の講義科目、演習科目、実験・実習科目、関連科目、卒業論文を除く)		



*1 2018年度より小学校免許状に関わる授業科目は受講できなくなりました。

2023年度より中学校・高等学校(保健)に関わる授業科目は受講できなくなりました。

*2 「教育実習」「介護等体験」「教職実践演習」は受講できません。

*3 出願可能単位数は、テキスト科目とスクーリング科目を合計した単位数です。

*4 2024年度より生活芸術学科の募集を停止する見込みです。

○1年間で許可科目全て単位修得できなかった場合は、引き続き1年間に限り在籍期間を延長し、最長2年間在籍することができます。ただし、継続願を提出し継続料と修得できなかった科目の履修料を再度納入する必要があります。

○10月入学し、1年後(翌年9月末)に在籍を継続せず新たに出願を希望する場合、9月科目修了試験を受験するとその年の10月出願はできません(9月科目修了試験の結果が判明するのが10月下旬のため、2024年度10月入学の出願は不可)。試験結果が10月下旬に判明した後の翌年4月以降に出願してください。なお、9月科目修了試験を受験しなければ、引き続き10月に出願できます。

○科目によっては、受講するための条件(段階履修など)があります。資料3を確認してください。

○スクーリング科目は、出願可能科目であっても、受講調整により受講ができなくなる場合があります。

○2023年度に実施するスクーリング科目の日程は、2023年2月下旬頃に本学ホームページで公開します。2024年度日程の公開は2024年2月下旬頃の予定です。

○入学許可後、テキスト科目の追加・変更・修正・取り消しをすることはできません。

○テキスト科目によってはスクーリングでも開講している科目がありますが、スクーリングでの受講は認めません。

○スクーリング科目は、履修許可されたテキスト科目を含めて合計20単位を超えない範囲で取消・追加・変更できます。(ただし、在籍継続した場合も20単位を超えての追加はできません)

3. 学習開始時期(予定)

入学期	学習開始時期	レポート提出*1	科目修了試験*2	スクーリング*3
4月入学	5月上旬～	5月締切分～	第2回(7月)～	8月以降開講科目
10月入学	9月中旬～	11月締切分～	第5回(1月)～	11月以降開講科目

*1 学習開始後、最初に提出するレポートは、提出締切日まで日数が短い場合があります。

*2 期日までにレポートが合格した場合に受験できる科目修了試験です。

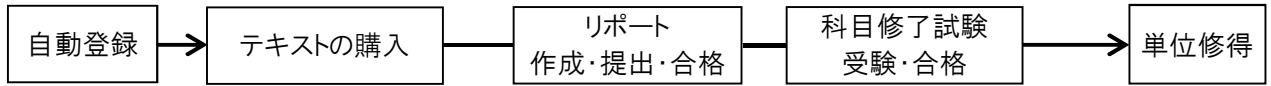
*3 夏期スクーリング以外のスクーリングでは、教職科目を受講できない場合があります。

4. 学習の方法

テキスト学習、スクーリング(面接授業)の2つの方法で学習します。

(1)テキスト学習 (テキストを読んで自分で学ぶ)

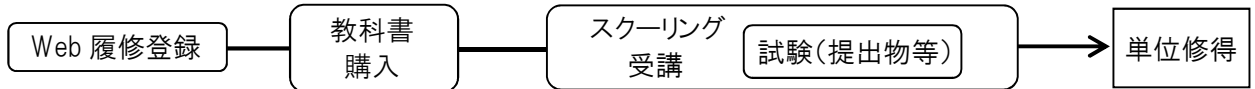
通信教育の主な学習方法です。通常の授業に相当する決められた教材(テキスト)を各自で読み、科目ごとに課せられた課題のレポートを作成、添削指導を受け、レポートが合格した後に科目修了試験を受験します。科目修了試験に合格すると、単位を修得できます。



- テキスト(教材)は全てご自身で購入してください。
- レポートは論文形式です。提出して不合格となった場合は、再提出(書き直し)が必要となります。
- 科目修了試験は、年5回(入学初年度は手続の時期により回数は減少)、1回につき4科目まで受験できます(ただし、科目群などの制約あり。入学後に確認のこと)。
- 試験会場は、北海道から沖縄まで、計44か所あります。(資料2「コード表」を参照)

(2)スクーリング(面接授業) (直接教員から学ぶ)

テキスト学習では実施が難しい実験や実習、実技などを中心に学習します。決められた期日、主に東京の目白キャンパスに一定日数通うことが必要です。授業期間内に試験(レポートや制作物等の提出・実技披露など)を行い、評価を受け単位を修得します。



- 主に夏期スクーリング(原則6日間)を受講します。土曜スクーリングや集中スクーリングも受講可能ですが開講科目が限られ、教職科目はほとんど開講していません。
- スクーリング日程は毎年変わります。
- 科目によっては、インターネットを使用した「遠隔授業」で実施します。(次頁参照)
- 授業の実施方法も含め、2023年2月下旬頃にスクーリング時間割をホームページに掲載予定です。
- スクーリング科目は、入学許可後(受講許可後)、合計20単位を超えない範囲で追加・変更・取消が可能です。
- スクーリング科目は受講調整を行うことがあります。受講調整(正科生優先)により受講ができなくなる場合があります。

夏期スクーリング 例)

午前科目 (9:00~12:55)	月	火	水	木	金	土
	1 日 目	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目
午後科目 (13:55~17:50)	月	火	水	木	金	土
	1 日 目	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目

半日を計6日通うと1科目終了

午前科目と午後科目を両方通えば、1週間で2科目修得可能

土曜スクーリング 例)

午前科目 (9:00~12:55)	○/○ 土	○/○ 土	○/○ 土	○/○ 土	○/○ 土	○/○ 土
	1 回 目	2 回 目	3 回 目	4 回 目	5 回 目	6 回 目

半日を計6回通うと1科目終了
(夏期スクーリングの例と同様に、午前科目と午後科目を両方通えば、2科目修得可能)

5. 学習活動とICT

学習活動や各種手続きには、パソコン・インターネットを使用します。ICT 環境、スキルや知識を有していることを前提に学習活動が進みますので、不慣れな場合には書籍での学習やパソコン教室に通うなど、入学前に各自でスキルアップしておく必要があります。不備や不足がある場合には、ご自身だけでなく授業進行の妨げとなってしまいますので、必ず準備してください。

【パソコン等 ICT 機器】

- パソコン本体: オンライン会議システムと Office 製品の同時利用が可能なスペック
(オペレーティングシステムは Windows を推奨)
- 周辺機器: オンライン会議用のマイク、カメラ(内蔵可)、イヤホン
- インターネット環境: リアルタイム配信を途切れずに視聴できる安定したインターネット環境

【ICT スキル・知識】

- ・パソコンを利用するための基本的用語の理解
- ・インターネットでの用語検索操作、ブラウジング操作
- ・E-mail の送受信操作
- ・Office 製品(Word, Excel, PowerPoint, Teams 等)の基本操作

【学習環境】

- ・パソコンを使って遠隔授業を受講する際には静穏な環境が必要不可欠です。同居する方々とよく相談し、場合によっては自宅外の貸しスペースを借りることも検討してください。

●学習に使用する ICT サービス

1. 在学生ポータルサイト

学習活動や学生生活に必要な情報を掲載しています。履修科目登録や科目修了試験の受験手続きを始めとして、各種申請書や大学発行冊子(『履修の手引』『女子大通信』)の電子資料を掲載しています。

2. Web 学習管理システム

インターネットを利用した遠隔スクーリング科目の受講や、テキスト科目のレポート提出などに使用します。

3. E-mail、Office アカウントの提供

在学期間中、E-mail アドレス及び Office 製品(Word, Excel, PowerPoint, Teams 等)の利用権限を提供しています。

●スクーリング科目と ICT

一部の科目は「遠隔」で実施します。

2つのタイプに分けられますが、どちらもパソコン操作が必要です。

A タイプ: Zoom や Teams などを使用したリアルタイム配信に参加して受講します。

科目によってはディスカッションやグループワークも行います。

B タイプ: アップロードされた動画・資料などの電子資料を講義時間内に視聴します。

時間内であればご自身のペースで繰り返し動画などを見ることができます。

6. その他

○科目等履修生規則に規定しない事項については、日本女子大学学則を準用します。

○本課程正科生の履修者がいない授業科目は休講となり、受講許可は取り消しとなります。

○科目等履修生には「学生証」ではなく「身分証明書」を交付します。

○科目等履修生は、通学定期券の購入及び学割を使用することはできません。

○入学後、「健康診断書」を提出していただきます。未提出の場合、学習活動が行えません(詳細は入学許可後にお送りする書類で確認してください)。

Ⅲ. 資格コース 教育職員免許状、学校図書館司書教諭の取得について

1. 取得可能な教育職員免許状

学科	種類	教科
児童学科	幼稚園教諭一種免許状 ※2	
食物学科	中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状	家庭 ※3
生活芸術学科 ※1	中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状	家庭

※1 2024年度より生活芸術学科の募集を停止する見込みです。

※2 2018年度より小学校免許状に関わる授業科目は受講できません。

※3 2023年度より「保健」に関する授業科目は受講できません。

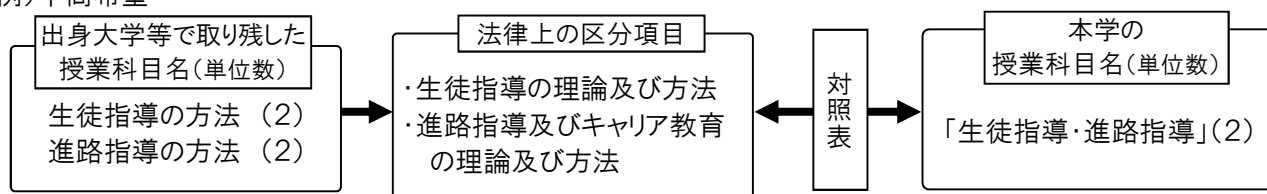
2. 取得方法の確認

資料「教育職員免許状取得方法フローチャート」で「取得方法(基づく法律)」を確認してください。

3. 一般的な取得方法(5条別表1)

出身大学などで修得できなかった科目(単位)が本学のどの授業科目に相当するのか、資料5「対照表」を使用して確認してください。“法律上の区分(項目)”に相当する本学の授業科目名”を確認し、その科目を修得してください。

例)中高希望



必要単位が概ね20単位前後であれば、科目等履修生として修得することができます。20単位以上ある場合は、科目等履修生ではなく正科生に入学(男性は不可)してください。「教育実習」「介護等体験」「教職実践演習」は、科目等履修生では受講できません(本学卒業生・大学院修了者、本学大学院在学学生も2018年度出願から受講不可)。

4. 所有する教育職員免許状をもとに他の教育職員免許状を取得する方法

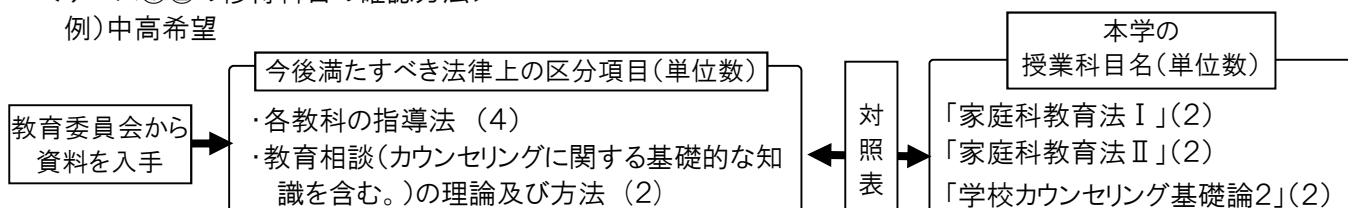
教育職員免許状は「一般的な取得方法(免許法5条別表1を根拠にする方法)」で取得することが一般的ですが、所有免許状がある場合、希望する免許状の種類や勤務経験によっては、免許法の別の条項を根拠に免許状を取得できる場合があります。

取得方法		根拠となる免許法
ケース①-1	上級免許状の取得(取り残し単位の補完による取得)	5条別表1 免許法施行規則10条の2
ケース①-2	上級免許状の取得(在職年数を基礎とする取得)	6条別表3
ケース②	隣接校免許状の取得	6条別表8
ケース③	他教科免許状の取得	6条別表4

※資料4「教育職員免許状取得方法フローチャート」参照

<ケース①②の修得科目の確認方法>

例)中高希望



【ケース①-1】 上級免許状の取得（5条別表1 免許法施行規則 10条の2）（取り残し単位の補完による取得）

二種免許状を一種免許状にするなど、有している上位の免許状を取得する方法です。二種免許状を所有している場合、基礎資格である学士の学位を有していること、一種と二種の差の単位を修得することにより、一種免許状を取得することができます。

一種と二種の差の単位(科目)は、免許状の授与権者である都道府県教育委員会が定めています。

一種と二種の差の単位(科目)が本学のどの授業科目に相当するのかは、対照表(資料5)を参照し、免許状を申請する(居住地、勤務校の所在地のある)都道府県教育委員会で指導を受け、ご自身の責任で確認しておく必要があります。(教育委員会ホームページも参照)

※一種と二種の差の単位とは、一種免許状にかかる単位数のうち二種免許状にかかる単位数を既に修得したものとみなし、その不足する一種免許状の単位のこと。

【ケース①-2】 上級免許状の取得（6条別表3）（在職年数を基礎とする取得）

所有している二種免許状での最低在職年数(5年)を基礎に必要な単位を修得し、一種免許状を取得する方法です。

必要単位(科目)は、免許状の授与権者である都道府県教育委員会が定めています。

必要単位が何単位で本学のどの授業科目に相当するのかは、対照表(資料5)を参照し、免許状を申請する(居住地、勤務校の所在地のある)都道府県教育委員会で指導を受け、ご自身の責任で確認しておく必要があります。

受けようとする免許状の種類	所有資格（教育職員免許法6条別表3）		
	既有免許状	最低在職年数	最低修得単位総計
幼稚園教諭一種免許状	二種免許状	5年	45
中学校教諭一種免許状	二種免許状	5年	45
高等学校教諭一種免許状	臨時免許状	5年	45

※最低在職年数とは、「既有免許状」により、これから「受けようとする免許状」の当該教科の教員として良好な成績で勤務した最低の年数をいいます。免許申請の際に実務証明責任者の証明を必要とします。

※最低在職年数を超える在職年数があるときは、年数に応じて最低修得単位が軽減されます。

【ケース②】 隣接校免許状の取得（6条別表8）

所有している免許状での最低在職年数(3年)を基礎に必要な単位を修得し、隣接校種の免許状を取得する方法です。隣接校種とは、所有免許状の学校種が小学校ならその隣接校種は幼稚園・中学校であるように、隣り合っている学校種を指します。

必要単位(科目)は、免許状の授与権者である都道府県教育委員会が定めています。

必要単位が何単位で本学のどの授業科目に相当するのかは、対照表(資料5)を参照し、免許状を申請する(居住地、勤務校の所在地のある)都道府県教育委員会で指導を受け、ご自身の責任で確認しておく必要があります。(教育委員会ホームページも参照)

受けようとする免許状の種類	所有資格（教育職員免許法6条別表8）		
	既有免許状	最低在職年数	最低修得単位総計
幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	3年	6
中学校教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	3年	14
	高等学校教諭普通免許状	3年	9
高等学校教諭一種免許状	中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く）	3年	12

※最低在職年数とは、「既有免許状」により当該学校の教諭又は講師として良好な成績で勤務した最低の年数をいいます。免許申請の際に実務証明責任者の証明を必要とします。

【ケース③】他教科免許状の取得（6条別表4）

所有している中学校・高等学校の専修免許状・一種免許状(教科は問わない)を基礎に必要な単位を修得し、他教科である「家庭」の中学校一種・高等学校一種免許状を取得する方法です。

必要単位に相当する本学開講科目を全て修得してください。教育委員会に問い合わせる必要はありません。

受けようとする免許状の種類	所有資格 (教育職員免許法6条別表4)		
	既有免許状	大学において修得が必要な最低単位数	
		教科	指導法
中学校教諭一種免許状	中学校教諭の専修免許状 又は一種免許状	20	8 (教科教育法)
高等学校教諭一種免許状	高等学校教諭の専修免許状 又は一種免許状	20	4 (教科教育法)

●修得科目一覧【中1・高1(家庭)】 科目等履修生(食物学科・生活芸術学科 共通)

系列	科目名	単 位	履修 方法	中1	高1
指導法	家庭科教育法Ⅰ	2	T	必修 8単位	必修2単位
	家庭科教育法Ⅱ	2	T		選必 2単位
	家庭科教育法Ⅲ	2	T		
	家庭科教育法Ⅳ *1	2	S(講義・演習)		
	計			8単位	4単位
教科	家庭管理概論	2	T	必修 17単位	必修 19単位
	家族関係論	2	T		
	衣生活学概論	2	T		
	衣服実習	1	S(実験・実習)		
	食物学概論	2	T		
	調理基礎	1	T		
	調理基礎実習 *2	1	S(実験・実習)		
	住居学概論	2	T		
	児童学概論	2	T		
	家庭看護学	2	T		
	家庭電気・機械及び情報処理	2	S(講義・演習)		
	衣造形学	2	T	選択 3単位	選択 1単位
	衣材料学	2	T		
	衣整理学	2	T		
	衣環境学	2	T		
	栄養学Ⅰ	2	T		
	栄養学Ⅱ	2	T		
	食品学	2	T		
	食品化学	2	T		
	食品加工及び貯蔵学Ⅰ	2	T		
食品加工及び貯蔵学Ⅱ	2	T			
調理科学	2	T			
住生活学	2	T			
住居史	2	T			
	計			20単位	20単位
	合計			28単位	24単位

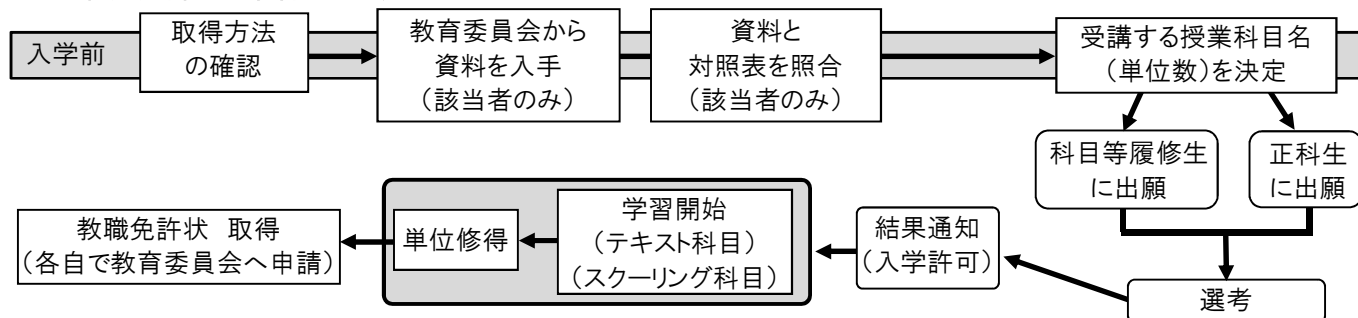
(選択に1単位科目がないため、中1のみは計29単位、高1のみは計25単位、中1・高1両方は計31単位必要)

*1 「家庭科教育法Ⅰ・Ⅱ」修得後に履修すること

*2 「調理基礎」修得後に履修すること

※必修科目を全て修得すると、「教科に関する専門的事項」の“一般的包括的内容”を全て充たします。

5. 教育職員免許状の取得までの流れ



6. 学校図書館司書教諭の取得について

小中高・特別支援学校の教職免許状を所有し、“学校”図書館担当者として配置される“教諭”のことをいいます。学校図書館法第5条の規定により、本来は司書教諭の“講習”修了者に対して「学校図書館司書教諭修了証書(資格を証明するもの)」が交付されますが、文部科学大臣が講習に相当すると認定した科目を修得すると講習受講が免除されます。

本学開講科目(5科目10単位)を履修し本学を介して「学校図書館司書教諭講習」(申請)手続を行うことで、実際に講習を受講していなくても「学校図書館司書教諭講習修了証書」を取得することができます。申請手続は例年6月頃で、それまでに全科目の単位が修得できていれば申請可能、申請後の翌年3月頃に修了証書が交付されます。

規定科目	単位数	本学開講科目(全学科共通)	単位数	履修方法
学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	必修2	T
学校図書館メディアの構成	2	学校図書館メディアの構成	必修2	T
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	必修2	T
読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	必修2	S(講義・演習)
情報メディアの活用	2	情報メディアの活用	必修2	T
所要最低単位数	10	本学の所要最低単位数		10単位

IV. よくある質問(Q&A)

(1)生活芸術学科の募集停止について

Q:2024年度より生活芸術学科が募集停止の見込みとのことですが、2024年度も引き続き学習できますか？

→A:生活芸術学科に出願できるのは、2023年度4月又は10月が最後のチャンスとなります。それ以降は出願できませんので、学習計画を十分に検討してください。

●2023年度4月入学者

在学期間は2023年4月～2024年3月ですが、許可科目全てを修得できなかった場合は在籍継続の手続きをとることによって、引き続き1年間(～2025年3月)学習することができます。

●2023年度10月入学者

在学期間は2023年10月～2024年9月ですが、許可科目全てを修得できなかった場合は在籍継続の手続きをとることによって、引き続き1年間(～2025年9月まで)学習することができます。

※ただし、新規科目を追加して学習することはできません。最長の2年間で修得しってください。

Q:2年計画(2回出願)で単位修得を予定しています。2023年度に生活芸術学科に入学した後、2回目の出願はどうしたらよいですか？

→A:生活芸術学科に出願できるのは、2023年度4月又は10月が最後のチャンスとなります。それ以降は出願できませんので、「2回出願の2年計画」はお勧めできません。

※ただし、他教科の取得方法等により「家庭」の中学校一種・高等学校一種免許状を取得する場合は、生活芸術学科の他に食物学科でも取得することが可能です。最初から食物学科に出願することをお勧めします。

Q:2023年度に生活芸術学科に入学しましたが、1年間で必要単位を修得できませんでした。これから出願したい科目もまだ残っているのですが、今後学習するにはどうしたらよいでしょうか？

→A:生活芸術学科に出願できるのは、2023年度4月又は10月が最後のチャンスとなりますので、2024年度以降に新規科目を出願することはできません。取り残した単位を在籍継続の手続きを行って全て取り切ること以外に学習を続ける方法はありません。このような事態にならないよう、2023年度出願時に十分に検討してください。

※ただし、他教科の取得方法により「家庭」の中学校一種・高等学校一種免許状を取得する場合は、生活芸術学科の他に食物学科でも取得することが可能です。新規科目も含めて食物学科に出願してください。

(2)出願について

Q:男性も入学できますか？

→A:はい。正科生は女性のみ入学可能ですが、科目等履修生は男性も入学可能です。

Q:現在大学3年生です。来年卒業予定なのですが、卒業する前に今から「資格コース」に入学することはできますか？

→A:いいえ、「資格コース」の出願条件は、大学を卒業していることです。卒業前に入学することはできません。

過去に大学を卒業している大学生は、大学在学中でも出願できます。

Q:出願締切日が迫っているのですが、出願書類を窓口で直接提出できますか？

→A:いいえ、郵送でのみ受け付けています。締切日に間に合うよう余裕を持って出願してください。

Q:出願時納入金を大学の窓口で直接支払いたいのですが可能ですか？

→A:いいえ、できません。専用の振込用紙を使用し、納入した受領票(A)を出願書類と一緒に提出する必要があります。余裕を持って払い込んでください。

Q:「入学ガイド」を取り寄せました。ガイドと一緒に入っていた出願書類一式を科目等履修生の出願に使用できますか？

→A:いいえ、「入学ガイド」についている出願書類は正科生に出願するための書類で、科目等履修生用と異なります。

科目等履修生に出願するためには、ホームページからダウンロードした書類を使用してください。

Q: 出願書類のうち「成績証明書」がまだ用意できません。提出できる書類だけを先に送付し、あとから成績証明書を送付してもよいですか？

→A: いいえ、出願書類全てをまとめて期日までに郵送してください。証明書などを早めに入手し、余裕を持って出願してください。

Q: 大学卒業を目指しています。正科生に入学する前に、科目等履修生になって学習を試してみたいのですが？

→A: お勧めしません。科目等履修生での修得単位は正科生に引き継げません。最初から正科生に入学することをご検討ください。

(3) 入学時期について

Q: 4月入学と10月入学は、どちらがよいですか？

→A: 4月入学も10月入学もどちらも在学期間は1年ですが、できれば4月入学をお勧めしています。

4月入学は夏期スクーリングの日程を確認した上で出願できるのに対し、10月入学は夏期スクーリングがちょうど終わったころに出願するため、次年度の夏期スクーリング日程が未定です。そのため、10月入学は4月入学より履修計画を立てにくいという点があります。また、在籍1年後にあらためて引き続き科目等履修生に入学希望の場合、9月科目修了試験を受験すると結果が判明するまでは出願できないという点もあります(9月科目修了試験の結果が判明するのが10月下旬のため、引き続いての10月入学の出願は不可、早くて半年後の4月入学にしか出願できない)。

以上の点から4月入学をお勧めしていますが、個々に状況が異なりますのでよくご検討ください。

Q: 10月入学で気をつけることはありますか？

→A: スクーリングは主に夏に実施しますので、10月入学後しばらくはテキスト学習が中心になります。また、9月科目修了試験を受験すると、その結果が判明するまでは在籍期間が終了していたとしても、あらためて科目等履修生に出願できません。4月入学者より学習の進捗状況や履修計画に気を配る必要があります。

(4) 学習について

Q: テキスト科目のレポートは、いつ提出できますか？

→A: 毎月レポートを提出することができます。レポートを提出した時期によって、受験できる科目修了試験の日時が決まります。1度に提出できる科目数に決まりはありませんので、積極的に提出しましょう。

Q: 科目修了試験は、地方でも受験できますか？

→A: はい、全国各地に44か所会場を設けています(資料2「コード表」参照)。詳しい会場は入学後に確認してください。

Q: 地方から夏期スクーリングに通います。宿泊場所はどちらがよいですか？

→A: ホテルやウィークリーマンションなどを各自で手配してください。

Q: スクーリングは地方でも開講していますか？

→A: 地方で開講するスクーリング科目はほとんどなく、特に教職免許状取得のための科目は夏期スクーリングで開講します。基本的には地方では受講できません。

Q: スクーリングは希望すれば必ず受講できますか？

→A: 正科生の受講状況によって、場合によっては休講となったり、受講人数超過のため受講できなくなったりする場合があります。大変申し訳ございませんが、ご了承ください。

Q: コロナ感染症が心配です。スクーリングは全て「対面」ですか？「遠隔」で受講できる科目はありますか？

→A: スクーリングは「対面」での実施が基本ですが、科目によってはインターネットを使用した遠隔授業を実施します。

「スクーリング時間割」(2023年2月下旬頃本学通信教育課程ホームページに掲載)にて、遠隔授業の対象科目を確認いただけます。

Q:スクーリングの際、学校学生生徒旅客運賃割引証(学割)を発行してもらえますか？

→A:科目等履修生に学割は発行できません。同様に「通学定期券」も購入できません。(いずれも正科生のみ対象)

Q:1年間に修得できる単位数は何単位ですか？

→A:科目等履修生の修得単位の上限は、1度の出願で20単位までと決まっています。ただ、1年間で20単位修得できる学生は少なく、1年間に5～15単位程度修得する学生がほとんどです。通信教育の主な学習方法である“自宅学習”に予想より時間がかかる傾向があり、学習環境や家庭の事情などにより修得単位数は人それぞれ異なります。

Q:1年間で修得しきれず取り残しの単位がある場合は、どうしたらよいですか？

→A:1年の在籍期間後、入学時に許可を得た科目のうち未修得科目がある場合は、在籍継続の手続きをすることにより1年間に限り延長して学習することができます。その場合、継続料10,000円と未修得科目の単位数に応じた履修料の納入が再度必要です。

なお、1年間継続しても取り切れなかった場合は、あらためて出願し直すことが必要です。この場合、新たな学籍番号で入学するため、レポート合格の履歴を引き継ぐことはできません。既にレポート合格していても、新しい学籍番号であらためてレポートを提出するところから始めることが必要です。

(5)費用について

Q:20単位修得したいのですが、おおよそどのくらい費用がかかりますか？

→A:20単位を何年で修得できるかによって費用が違ってきます。概算ですが、1年間で20単位修得できれば約30万円、2年目を継続して2年間で修得できれば約40万円、2年間で修得できず2度目の出願をして3年かかった場合は約50万円です。

Q:31単位(他教科免許状の取得)修得したいのですが、費用はどのくらいかかりますか？

→A:1度に出願できる単位数は20単位までですから、少なくとも2度出願する必要があります。さらに、1度に出願できる20単位を何年で修得できるかによって、費用が違ってきます。概算ですが、計2年間で31単位修得できれば約40万円、計3年間で約50万円、計4年間かかると約60万円程度です。(交通費、宿泊費は除く)

Q:全単位(他教科免許状の取得)修得したいのですが、おおよそではなく具体的に費用が知りたいです。

→A:年間の修得単位数、全単位修得するまでに何回出願し合計何年を要したかなどによって、実際にかかる費用は人それぞれ異なります。ホームページには、費用をシミュレーションできる用紙【資料6】をご用意してあります。実際に用紙に書き込み、確認いただくことを強くお勧めいたします。

(6)教育職員免許状の取得について

Q:小学校教諭免許状取得を希望しています。取り残しの科目が数科目ありますが、科目等履修生で受講できますか？

→A:できません。2017年度をもって、小学校免許状取得希望者の募集を終了しました。2018年度入学者から、小学校免許状の取得はできません。小学校免許状のための授業科目の受講もできません。

Q:中高(保健)免許状取得を希望しています。取り残しの科目が数科目ありますが、科目等履修生で受講できますか？

→A:できません。2022年度をもって、中学校・高等学校(保健)免許状取得希望者の募集を終了しました。2023年度入学者から、保健免許状の取得はできません。保健免許状のための授業科目の受講もできません。

Q:出身大学で教育実習、介護等体験、教職実践演習を取り残しました。科目等履修生で受講できますか？

→A:できません。本学卒業生(通学課程・通信教育課程)であっても、受講できません。正科生に入学してください。なお、男性は正科生に入学できません。

Q: 出身大学で中・高「国語」免許状のために必要な“66条の6”科目を取り残しました。「国語」免許状取得のために66条の6科目を修得することはできますか？

→A: 修得可能です。66条の6科目だけを修得する場合は、入学学科は児童・食物・生活芸術学科のどれでも構いません。便宜上の学科として選んでください。

Q: 中・高「家庭」免許状を取得希望です。食物学科と生活芸術学科のどちらがよいですか？

→A: 科目等履修生の場合、どちらの学科に入学しても修得すべき科目や単位数の差はありません。便宜上の学科として選んでください。2023年度をもって生活芸術学科の募集を停止しますので、2回出願予定者は食物学科での出願をお勧めします。

Q: 上級免許の取得(又は隣接校種の取得)を希望しています。どの科目を何単位修得すればよいですか？

→A: 大学では、どの科目を修得すればよいかはお答えできません。まずは、各自で教育委員会へ問い合わせ、“法律上修得が必要な区分(項目)と単位数”を確認(資料を入手)してください。その資料と本学「対照表」を照らし合わせ、“法律上修得が必要な区分(項目)”がどの「授業科目」に相当するのか確認し、実際に本学で修得すべき授業科目名と単位数を確認してください。

※教育委員会へは、“日本女子大学で修得が必要な授業科目名”ではなく、“法律上の必要な区分や単位”をお問い合わせください。都道府県によってはホームページに資料が掲載されていますので活用してください。

Q: 大学卒業者で中高「家庭」(他教科免許状の取得)を希望しています。正科生・科目等履修生のどちらに入学したらよいですか？

→A: 女性には「正科生」を勧めています。男性は正科生に入学できませんので科目等履修生に出願してください。

31単位修得が必要ですが、上限単位数が1度の出願で20単位までと決まっているため、1年間では修得できません。少なくとも科目等履修生に2度出願する必要がありますが、2度出願することというのは、①出願の手間が2回かかる、②2回の出願に31単位をどのような配分で振り分けるか履修計画が立てにくい、③1度目の入学で単位修得に至らなかったレポートは2度目の入学に引き継げないため、既にレポートが合格していても2度目の入学後に新たにレポート提出から始めなければならない、④スクーリング科目で受講人数調整が生じた場合、正科生が優先されるなどの注意点があります。

また、20単位を1年間で修得することは現実的に厳しいため、在籍継続をして2年間で20単位を修得する可能性が大きく、④単位修得状況や在籍年数によっては費用が正科生よりも高額になることも考えられます。

正科生と科目等履修生のどちらがよいかははっきり回答できませんが、以上のことから「正科生」をお勧めしています。ご自身でも十分に検討してください。

Q: 大学卒業者で中高「家庭」(他教科免許状の取得)を希望しています。何年で免許状を取得できますか？

→A: 31単位修得する必要がありますが、上限単位数が1度の出願で20単位までと決まっているため、1年間では修得できません。少なくとも科目等履修生に2度出願する必要がありますが、最低で2年かかります。

31単位をどう2回の出願に配分して入学するかによっても状況はかわりますが、20単位を1年間で修得できる学生はとて少なく、多くの学生が3～4年かかっています。

Q: 他教科免許の取得を希望しています。教育委員会から「一般的包括的内容」を含むように単位を修得するよう指導を受けました。「一般的包括的内容」を含む科目がどの授業科目にあたるのかを具体的に教えてください。

→A: 必修科目の全てが「一般的包括的内容」を含む科目ですので、必修科目を全て修得してください。1つでも取り残すと「一般的包括的内容」を含んだことにはなりません。

Q: 他教科免許の取得方法で免許状の取得を希望していますが、中2種(1種ではなく)免許状は取得できますか？

→A: 本学は 1 種免許状取得のためのカリキュラムしかありませんが、1種免許状のために開講している授業科目の一

部を修得すれば、2種免許状の申請は可能です。「教科科目」は、“一般的包括的内容”を含むように単位を修得する必要がある場合、最低でも「1種用の必修科目全て」を修得する必要があります。法律上は2種免許状のほうが1種免許状より修得単位数が少ないですが、2種であったとしても1種と大差ない単位数の修得が必要です。

なお、「指導法」は必要単位数分をⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの順に修得してください。

Q:他教科免許状(又は上級免許状、隣接校種)の取得を希望しています。どのくらい単位認定してもらえますか?

→A:他教科免許状(上級免許状、隣接校種)の取得方法は、決められた単位を「新たに修得する」ことで得られる方法のため、単位認定できません。単位認定はしませんが、新たに必要単位を修得することで免許状の取得が可能です。

Q:入学して単位修得後、なるべく早く採用先に修得単位の書類を提出したいのですが、成績証明書等はいつから発行できますか?

→A:単位修得後(評価が通知された後)であれば、証明書はいつでも発行可能です。証明書の発行には1週間程度かかります。「学力に関する証明書」の発行には2週間以上を要することがありますので、申し込みはお早めをお願いいたします。

問い合わせ先：日本女子大学 通信教育課 入学受付

〒112-8679 東京都文京区目白台2-8-1 (目白キャンパス 百年館高層棟3F)

電話 03-5981-3200 (直通) メールアドレス info-de@atlas.jwu.ac.jp

アクセス：JR 山手線「目白」駅 下車 徒歩 15 分又は都営バス約 5 分

都営バス 「日本女子大前行(学05)」

「新宿駅西口行・ホテル椿山荘東京前行(白61)」 「日本女子大前」下車

東京メトロ 副都心線「雑司が谷」駅 下車(出口3) 徒歩8分

東京メトロ 有楽町線「護国寺」駅 下車(出口4) 徒歩10分

都電荒川線 「鬼子母神前」駅 下車 徒歩10分

出願手続提出書類に記載された氏名、住所等の個人情報は、出願手続及びこれらに関連する業務に利用します。個人情報を前述の目的以外に利用したり、本人の同意を得ないで第三者に提供したりすることはありません。